

雄 飛

学校生活のしおり



静岡県立松崎高等学校

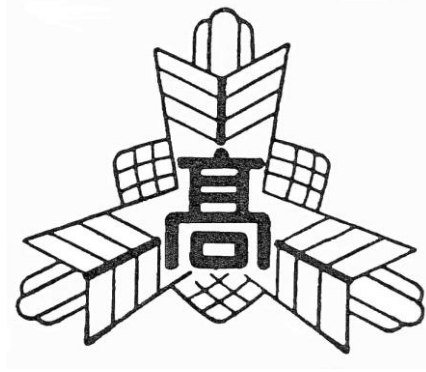
目 次

校 章 ・ 校 訓 ・ ・ ・ 1

校 歌 ・ ・ ・ 2

生 徒 心 得 ・ ・ ・ 3

生 徒 会 規 約 ・ ・ ・ 9



校 章

すくすくと伸びゆく松の若枝と
匂い出た花茎、固く青い実の図
案化されたもので、はち切れる
程の若さを郷土松崎の自然の中
に追求したものである。

校 訓

「求めて学び耐えて鍛えよ」

1. 日本国民としての自覚を持った有為な社会人の育成
2. 真理を希求する心と正義を実行する勇気をもった真摯な青年の育成
3. 自らの長所を発見し自己実現を図ろうとする向上心に富む生徒の育成

校 歌

作詞 穂 積 忠
作曲 小平 時之助

一、明きこころの 象徴とも
天城の尾根の 空のいろ
きよき生命の ひびきとも
伊豆西海の 潮のおと
われらが世代 たたへつつ
ねがはむ明日の さいはひを
ああ校庭の 塑像の群
よき松崎や のびゆく母校

二、常のまなびの 身につきて
清けく澄める 眼のひかり
きほふはげみの 現れて
おもひ安らの 額の汗
誠実のちかひ ひとすちに
称へむ今日の よろこびを
ああ校庭の 塑像の群
よき松崎や のびゆく母校

三、寄する網目の 魚のかげ
蓆にあまる 繭の照り
こころつましき なりはひに
みち足るけはひ ほめかへば
後継ぐものも ともどもに
祈らむ町の 和平を
ああ那賀川の 流れの唄
よき松崎や われらが故郷

生徒心得

ここに我々が生徒として守るべき規律を約束する。我々は自主的に自己の学校生活を豊かにすると共に、よりよき松高の伝統を築くために心からこれを誓い守り、良識ある判断によって行動する。

1 登下校及び授業

- (1) 生徒は8時25分までに登校する。
- (2) 始業時刻から終業時刻までは校外に出ない。やむを得ない理由で校外に出る必要のある時は、学級担任の許可を受け、外出許可証を受ける。
- (3) 生徒は、原則16時45分までに下校する。部活動などで居残る場合は、部顧問の指示に従う。
- (4) 下校の際は室内外の戸締り・消灯を点検する。
- (5) 自転車通学の場合は、所定の許可願を提出し、許可を受ける。
- (6) 登下校時は学校指定の制服を着用する。

2 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引

- (1) 病気その他やむを得ない事故で、欠席又は遅刻をする時は、原則健康管理アプリを利用して、午前8時10分までに、保護者が学校に届け出る。
- (2) 病気で1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えて届け出る。
- (3) 遅刻したときは、職員室に行き遅刻カードに記入し、指示を受ける。
- (4) やむを得ない理由で、欠課又は早退しようとするときは、HR 担任に申し出て許可を得る。
- (5) 忌引きは、父母及びそれに代わる保護者7日以内、兄弟姉妹5日以内、祖父母3日以内、叔父母・伯父母1日。
葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合、実際に要した往復日数を加算することができる。

3 休学、退学、転学

- (1) 病気のため休学しようとするときは、医師の診断書を添え、休学願を校長に提出して許可を受ける。
- (2) 病気その他の理由によって退学しようとするときは、退学願を校長に提出する。
- (3) 家庭の事情により転学しようとするときは、転学願を校長に提出する。

4 礼儀

- (1) 互いに敬愛の気持ちを持って挨拶する。
- (2) 品位ある言葉使いを心掛ける。
- (3) 集会には時間を厳守し、静粛にする。

5 服装

- (1) 本校規定の服装を着用する。
 - ①男子服装 本校指定のブレザー、Yシャツ、スラックスを着用する。
(冬期の正装)
Yシャツの下は白の下着を着用する。(白の無地のTシャツは可とする)

- ＜夏服＞ 本校指定の半袖開襟シャツ、スラックスを着用する。
(夏期の正装)
- ＜冬服＞ 上記①男子服装に準ずる。ただし、ブレザーの下に本校指定のセーター、セーターベストの着用を認める。なお、ブレザーの下に夏服の半袖開襟シャツを着用することは認めない。
- ②女子服装 本校指定のブレザー、布ベスト、ブラウス、スカート又はスラックスを着用する。
- ＜夏服＞ 本校指定のブラウス、布ベスト、スカート又はスラックスと本校指定の半袖ブラウス、夏スカート又はスラックスの着用を認める。布ベストは必ず着用すること。
(夏期の正装)
- ＜冬服＞ 上記②女子服装に準ずる。ただし、ブレザーの下に本校指定のセーター、セーターベストの着用を認める。セーター、セーターベストを着用した時は布ベストは着用してもしなくても良い。着用しない時は制服の布ベストを着用する。なお、夏服の半袖ブラウスにセーターベストの着用は禁止とする。
(冬期の正装)
- ただし、タイツについては、本校指定のものであれば着用を認める。
- ③初対・襟ソ 男女ともネクタイ・リボンについては、必ず着用する。但し、女子がスラックスを着用の際は任意とする。
- ④くつ下 くつ下は本校指定、又は白地のワンポイントまでのものとする。長さはくるぶしが隠れるものからひざ下までのものとする。
- (2) 冬服は10月中旬から翌年5月下旬頃、夏服は5月下旬から10月中旬頃を目途とするが、個人の体調に合わせて着用を認める。なお、式典や全校での集会等は、原則正装とし、そのつど指示する。
- (3) 下履は黒の革靴または、ひもつきの白を基調とした運動靴とする。
- (4) 上履きは指定のスリッパとする。
- (5) 頭髪は、清潔感のある髪形を維持すること。パーマ、脱色、染色等、奇抜な髪型は禁止とする。ピアスの穴をあけてはならない。
- (6) コートは本校指定のものか華美でないものの着用を認める。マフラーについては華美でないものとし、手袋は自由とするが校内での着用は認めない。
(帽子等の着用は禁止)
- (7) 通学用のバッグは、華美でない物であれば可とする。(指定のものはいい。)
- (8) ベルトの色は、黒又は茶とする。
- (9) 病気・ケガ等で異装しなければならない時は、その理由を HR 担任に申し出て異装許可を得る。

松崎高等学校制服(男子)規定



(夏期の正装)

松崎高等学校制服(女子)規定



(冬期の正装)



(夏期の正装)

6 衛生

- (1) 校舎内外の清潔整頓に注意し、常に健康的な環境の保持に努める。
- (2) 各 HR は毎日割当てられた清掃分担区域の清潔整頓に当たる。
- (3) 校内で身体に傷病が生じた場合には保健室で手当てを受ける。

7 生活上の諸注意

- (1) 携帯品、所持品
 - ①教科学習及び特別教育活動に必要な用具以外は持参しない。
 - ②なるべく金銭を持参しない。
- (2) 遺失物、拾得物
 - ①金品等を拾得した場合は、速やかに HR 担任又は生徒課に届け出る。
 - ②金品等を遺失した場合、及び金品等の盗難にあった場合は、速やかに HR 担任または、生徒課に届け出る。
- (3) 校舎、校具の保全
 - ①学校の建物、器具類は丁寧に取り扱い、使用後は所定の場所に必ず整理しておく。
 - ②校舎、校具等を破損した場合は、速やかに HR 担任に届け出てその指示を受ける。
 - ③特別に校舎校具を使用する際は、HR 担任または生徒課の許可を受ける。
- (4) 災害予防
 - ①許可なく校内では火気を取扱わない。
 - ②火気その他、校内に異常を認めた者は、付近の者に知らせると共に速やかに職員室に報告する。
- (5) 集会、掲示、出版
 - ①校内で集会を催そうとする場合は、所定の届出用紙に理由を明記して生徒課の許可を受ける。
 - ②掲示をするときは責任者氏名を明記し、生徒課の許可を受ける。
 - ③掲示期間の終了したものは、責任者が直ちに取り去る。
- (6) 政治的活動
 - ①校内での選挙運動や政治的活動は禁止する。
 - ②校外で行われる選挙運動や政治的活動については、参加の届けは不要であり、家庭の理解のもと、生徒自らが判断して行う。

8 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 個人で校外の催し物に参加しようとする場合は、保護者及び HR 担任の同意を得た上で許可願いを生徒課に提出し、許可を得た者、団体は認められる。
- (3) 他校生或いは団体又は個人との間に、問題が生じた場合は、速やかに HR 担任に届出て、その指示を受ける。
- (4) 旅行をしようとする場合は、旅行届を学級主任に提出し、生徒課の承諾を受ける。
- (5) アルバイトは原則として、禁止する。ただし、夏冬の休業中においては一定期間に限り HR 担任に申し出た上で、生徒課に所定の許可願いを提出し、許可を得たものは認められる。
- (6) 下宿する場合は、HR 担任を通じ、所定の下宿届を生徒課に届け出る。

9 交通関係

- (1) すべての交通規則を遵守する。

- (2) 本校在学中はすべての運転免許(原付、自動二輪、船舶等)の取得を禁止する。ただし例外として次のものを認める。その場合、所定の許可願い等を生徒課に提出し許可を得ること。
- ①卒業後の必要性等に応じて、3年生の11月以降に普通乗用車免許を取得する場合。
- (3) (2)の①に該当し免許を取得した場合、卒業まで運転をしてはならない。卒業前に運転が発覚した場合は、生徒指導等の対象とする。

10 災害対策

地震、火災、風水害の災害あるいは非常事態が発生した場合は、次のように対応する。

(1) 在校中の対応

校内にいる時は教職員の指示に従って整然と行動する。特に地震発生の場合は次のように対応し、他の場合もこれに準ずる。

- ①あわてて外にとび出さない。校舎内にいる者は教室あるいは最寄りの教室で、校舎にいる者は近くの安全な場所でおさまるのを待つ。
- ②窓や棚など落下物による危険な場所をさけ、机などで身体を保護する。
- ③火を消し、ガスの元栓をしめ、電源を切る。
- ④ドアや窓を開き、脱出口をつくる。
- ⑤教師の指示に従い、勝手な行動をとらない。
- ⑥“あわてない” “おさない” “しゃべらない”を守る。
- ⑦避難のときは、不必要な物は持たない。
- ⑧グラウンドへの避難は原則として下履きに履きかえない。
- ⑨揺れがおさまったら、自分の周囲に負傷者があったときは、教師に直ちに知らせる。

(2) 在宅中の対応

在宅中は特に定めてあること以外は、家庭で待機した上で学校の指示によって行動し、身の安全をはかると共に各種被害の防止につとめる。特に自己判断による冒険的行動は厳に謹む。要請があれば自主防災組織の一員として参加する。

風水害に関しては、登校時に暴風警報または避難指示が居住地または松崎町に発令されている場合には「自宅待機」とする。なお、居住地及び松崎町共に暴風警報及び避難指示が解除され、身の安全が確保できる場合は速やかに登校する。午前11時までに暴風警報及び避難指示が解除されない場合は「休校」とする。

(3) 観測情報が発令されたときの対応

巨大地震の発生が予知され観測情報が発令された場合は次のように対応する。

- ①校内にいる時は、教職員の指示に従って行動する。
- ②各家庭にいる時は、避難等自分の所属する自主防災組織の指示に従う。
- ③登校途中の場合は、通学方法によって、次のように行動することを原則とする。
 - (i) バス通学者は、乗車前の者は帰宅する。乗車中の者は運転士の指示に従う。避難地に到着後はその防災本部の指示に従って行動する。下車後の者は登校する。
 - (ii) 自転車通学者は、松崎町内から通学している者は帰宅する。仁科以北から通学している者で、外部を通過していない者は帰宅し、すでに通過して松崎町内に入っている者は登校する。
 - (iii) 徒歩通学者は、帰宅する。
 - (iv) いずれの場合も、登校しなかった者は速やかに学校に連絡を入れる。また、帰宅後は地域の防災組織の一員として行動する。
- ④下校時は登校時に準じて行動する。

令和7年3月改定

静岡県立松崎高等学校

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は静岡県立松崎高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、生徒会活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、自主的、実践的な態度を育てることを目標とする。

第3条 本会は主として次の活動を行う。

- (1) 学校生活の充実や改善向上を図る活動
- (2) 生徒の諸活動間の連絡調整に関する活動
- (3) 学校行事への協力に関する活動

第4条 本会の会員は本校の全生徒とする。

第5条 本会のすべての機関の指導は校長の承認を得て執行される。

第6条 本会のすべての機関の指導はそれぞれの顧問教員が行う。

第2章 組織

第7条 本会に、会の目的を達成するために次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 生徒会執行部
- (3) 代議委員会
- (4) 専門委員会
- (5) HR会
- (6) 特別委員会
- (7) 部活動・部長会

第3章 生徒総会

第8条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第9条 生徒総会は全生徒の3分の2以上の出席によって成立する。

第10条 生徒総会における議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。

第11条 会長は定例生徒総会を前期、後期各1回召集する。

第12条 会長は次の場合に臨時生徒総会を召集できる。

- (1) 代議委員会の要請があった場合
- (2) 会長が必要と認めた場合
- (3) 全生徒の3分の1以上の要請があった場合

第13条 生徒総会に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 2名

第14条 生徒総会は次の事項を行う。

- (1) 活動方針の承認
- (2) 活動報告及び会計報告の承認
- (3) 執行部提出議案の審議決定
- (4) 議長提出議案の審議決定

第4章 代議委員会

第15条 代議委員会は生徒総会の代行議決機関である。

第16条 代議委員会は第5章第26条によって選出された執行部と第6章第31条によって選出された各専門委員長、第7章第34章によって選出された代表委員によって構成される。

第17条 代議委員会に委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 1名

第18条 代議委員会は次の事項を協議、検討する。

- (1) 生徒会に関する規約の改廃
- (2) 生徒会予算及び決算
- (3) 生徒会活動方針
- (4) 活動報告
- (5) 役員承認
- (6) HRに関する連絡調整

第19条 議長は定例代議委員会を毎月第1週の登校日に召集する。但し、議長が不必要と認めた場合は召集しなくてもよい。

第20条 議長は次の場合に臨時代議委員会を召集できる。

- (1) 執行部の要請があった場合
- (2) 議長が必要と認めた場合
- (3) 代議委員の半数以上の要請があった場合

第21条 代議委員会は全代表委員の4分の3以上の出席によって成立する。

第22条 代議委員会における議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。

第5章 執行部

第23条 執行部は本会の最高執行機関である。

第24条 執行部は次の事務を行う。

- (1) 生徒総会及び代議委員会で議決された事項の執行
- (2) 生徒総会及び代議委員会への議案の提出
- (3) 活動方針案の作成
- (4) 生徒会予算案の編成
- (5) 生徒会決算書の作成
- (6) 生徒会行事の企画と運営

第25条 執行部は会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名を含む10名程度で構成される。

2 会長は本会を代表し、各機関を総括する。生徒総会、代議委員会の召集を要請する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故のある場合は代行する。

4 書記は執行部に関する一切の書類の作成、整理、保管を行う。

5 会計は生徒会費に関する一切の管理を行う。又、専門委員会やHR会、部活動の会計担当役員の指導に当たる。

第26条 会長は全会員の無記名投票により選出する。

2 副会長、書記及び会計は会長が指名し代議委員会の承認を得て任命する。

第27条 任期は概ね1年間とし、期間は代議委員会が定める期間とする。

第6章 専門委員会

第28条 専門委員会は執行部の下部機関である。

第29条 専門委員会に次の委員会を置く。

- (1) 代表委員会 学校生活やHR活動の充実と向上、その他関係必要事項に関すること
- (2) 体育委員会 体育的行事、体力の向上に関すること
- (3) 生活委員会 学校生活（清掃、整備、美化）、健康・安全に関すること
- (4) 図書委員会 学校図書館に関すること
- (5) 文化委員会 文化的行事、行事記録に関すること

第30条 各専門委員会の委員は代議員会によって定められた人数を各HRから選出する。

任期については4月～3月までの1年間とするが、新生徒会長の任期開始に合わせて各専門委員を再編成することができる。

4月～9月は3年生が専門委員長、10月～3月は2年生が専門委員長とする。

執行部に選出された場合は、専門委員会との兼任も可とする。専門委員に欠員が出た場合には、該当学年で補充する。

第31条 各専門委員会の委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名

第32条 各専門委員会は各委員長が必要と認めた場合に招集する。但し、会長が要請した場合は召集しなくてはならない。

第7章 HR会

第33条 HR会は、学校における生徒の基礎的集団として編成し、主として次の事項を執り行う。

- (1) 集団生活の充実に関すること
- (2) 学業生活の在り方に関すること
- (3) 進路の適正な選択決定に関すること
- (4) 健康で安全な生活に関すること
- (5) 人間としての望ましい生き方に関すること

第34条 HR会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 HR委員長、副委員長の2人は代表委員を兼ねる。

3 別に、書記1名及び会計1名を置くことができる。

第8章 特別委員会

第35条 選挙管理委員会、会計監査委員会、その他本会活動の監査・調査・監督を目的として設けられ、代議員会によって認められた委員会を特別委員会と称す。

第36条 選挙管理委員会は代議委員会より選出された委員を以て構成され互選により正副委員長各1名を定める。

第37条 会計監査委員会は代議委員会より選出された委員を以て構成され互選により正副委員長各1名を定める。

第38条 会計監査委員会は毎会計年度末に代議委員会議長が召集する。

第39条 会計監査委員会は本会の会計監査を行ない、決算報告書を作成して代議委員会に提出し、その審議を受けた後総会に提出する。

第40条 その他の特別委員会は次の場合に設置され、代議委員長がこれを召集する。

- (1) 代議委員の3分の2以上の連署による設置要求が代議委員長に提出された場合。
- (2) 本会会員の3分の1以上の連署による設置要求が代議委員長に提出された場合。
- (3) 執行部・執行委員会の設置要求が代議委員長に提出された場合。
- (4) 会長が必要と認めた場合。

第41条 本委員会の構成は必要に応じて代議委員会で定める。

第42条 本委員会は第44条に基づいて第51条で要求された事項についての監査・調査・監督を行い、報告書を作成し代議委員会に提出した後解散する。

第9章 部活動・部長会

第43条 部活動は、学年やHRの所属を離れて共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織することを原則とし、次のいずれかに属する活動を行う。

- (1) 文化的な活動
- (2) 体育的な活動
- (3) 生産的な活動

第44条 各部には次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 別に、書記1名及び会計1名を置くことができる。

第45条 部活動部長会は第39条によって選出された部長により編成される。

2 本会は生徒会副会長を会長とし、運動部部長会長および文化部部長会長の2名を副会長とする。

第46条 部活動部長会の役割は次の通りである。

- (1) 部費予算の作成に参加する。
- (2) 各部活動間の連絡調整にあたる。

第47条 会長は必要と認めた場合に部長会を召集する。

第48条 本校に置く部活動については別に示すところによる。

第10章 会計

第49条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条 会費の額は前期生徒総会で決定し、総会后に納入する。但し、臨時に収めることもできる。

第51条 本会の経費は会員の会費（年額15,600円）及びその他収入をもってこれに充てる。

第52条 本会の決算書は監査委員会の監査を受け、代議委員会で審議されなければならない。

第53条 本会会費の管理、出納処理は学校に委託する。

附則

第54条 本会会則の改正は、代議委員会の3分の2以上の賛成を以て総会に発議し生徒総会の過半数の賛成を以て成立する。

第55条 本会則は令和6年11月1日より施行する。

令和7年3月19日改定 会長任期、専門委員会任期、代議委員会について